

## RGYM 会員規約

### 第 1 条(適用範囲)

RGYM 会員規約(以下「本規約」といいます)は「RGYM ジム」(以下「プライベートジム」といいます)の会員ならびにプライベートジムに入会しようとする方に適用します。

パーソナルトレーニングジム LEAF (以下「LEAF」といいます) とプライベートジムは異なるサービスであり、LEAF のみの会員の方には適用されません。

プライベートジムの運営主体を以下、「クラブ」といいます。

### 第 2 条(目的)

プライベートジムは、会員がプライベートジムの施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進を図ることを目的とします。

### 第 3 条(会員制・入会資格)

- 1 プライベートジムは会員制とします。
- 2 プライベートジムの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。
  - (1)本規約に同意した方。
  - (2)満 16 歳以上の方。但し満 20 歳未満の場合は入会時に保護者の同意が必要となります。
  - (3)プライベートジムの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを申告いただいた方。
  - (4)医師等から運動等を禁止されていない方。
  - (5)伝染病その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患していない方。
  - (6)妊娠していない方。
  - (7)反社会勢力(暴力団、暴力関係企業等)の関係者でない方。
  - (8)過去にプライベートジムから退会通告を受けていない方。
  - (9)プライベートジムが入会を不相当と認めない方

### 第 4 条(入会手続き)

- 1 プライベートジムに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会申し込みを行っていただきます。
  - (1)所定の申込書類(以下「入会申込書」といいます)により本規約に同意した上で入会申し込みを行っていただきます。
  - (2)クラブは、所定の基準に従い、入会資格の有無等を判断の上、入会の承諾を行います。

す。

- 2 未成年の方が入会しようとするときは、入会申込書により親権者の同意を得た上で、入会申込みを行っていただきます。

この場合、親権者は、本規約に基づく義務および責任を本人と連帯して負うものとしします。

#### 第5条(変更手続き等)

- 1 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
- 2 クラブより会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所宛に行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとしします。

#### 第6条(個人情報保護)

クラブは、クラブの保有する会員の個人情報を、プライベートジムおよび LEAF の運営に必要な範囲で使用します。会員にはプライベートジムおよび LEAF からの諸案内・ご連絡等をさせていただきます。

#### 第7条(予約・利用料)

- 1 プライベートジムの利用予約は、クラブが運営するホームページから行い、先に受け付けされた時間帯への予約はできません。
- 2 利用時間、利用料は、別紙利用料金表の金額となります。
- 3 1回（1コマ）あたりの利用時間は、別紙利用料金表の会員種別によって、60分又は90分とし、これを上回る又は下回る時間での予約はできません。
- 4 利用料の支払方法は、WEB決済とします。
- 5 プライベートジムの利用予約の利用開始時刻と利用終了時刻は、先に受け付けされた利用予約時間と前後30分を空けるものとしします。

#### 第8条 (会員種別の利用料)

- 1 プライベートジムを利用する度に利用料金を支払うことを希望する会員（ビジター会員）は、別紙利用料金表の利用料金を支払います。
- 2 チケットでプライベートジムを利用する会員（チケット会員）は、その選択するチケット毎に別紙利用料金表の利用料金を支払います。
- 3 チケット会員のチケットには、別紙利用料金表記載のチケット毎の使用期限があり、使用期限を経過したチケットは使用できず、払い戻しも行えません。
- 4 一月又は半年毎に利用料金を支払うことを希望する会員（月極会員）は、その選択するコース毎に別紙利用料金表の利用料金を支払います。
- 5 月極会員の利用可能期間は、第10条に定める会員資格取得日を含む月の翌月から利用

可能とします。

6 月極会員が、プライベートジムの利用開始を第10条に定める会員取得日を含む月から希望する場合は、当該月の末日までの日数に関わらず、当該月は利用可能期間 1 月と計上します。

7 月極会員の利用可能期間のうち、各月で利用限度回数に満たない場合でも、翌月に利用回数を持ち越すことはできません。

8 月極会員はその利用可能期間の最終月（月極月額会員は毎月）の25日までに退会の申し出をクラブにしない限り、その選択していたコースでの利用を自動で更新するものとし、翌月分又は翌半年分の利用料金を前払いします。

#### 第9条（退会・退会時の払戻金）

1 チケット会員が当該チケットの使用期限内にプライベートジムを退会する場合は、未使用のチケット1回分の価格とチケット使用可能な日数にチケット使用期間で割った係数を乗じた価格を限度に払い戻します（払い戻しに要する振込手数料は会員の負担とし、振込手数料が払戻額を上回る場合は、払い戻しはできません）。

（例）60分5回チケット会員 チケット残り2回分、使用期限残30日で退会した場合  
 $1900 \text{円} \times 2 \text{回} \times 30 \text{日} / 90 \text{日} = 1266 \text{円}$

2 月極月額会員が退会を申し出た時点で未利用の利用回数が残っている場合は、残利用可能期間内での未利用の利用回数の利用が可能とし、利用料金の払い戻しは行いません。

3 月極半年会員がその選択するコースの利用可能期間が残っている場合にプライベートジムを退会又は会員種別を変更する場合は、未利用の利用可能回数と回数あたりの単価を乗じた金額と残利用可能期間を利用可能期間で割った係数を乗じた価格を限度に払い戻します（払い戻しに要する振込手数料は会員の負担とし、振込手数料が払戻額を上回る場合は、払い戻しはできません）。なお、払い戻し金を算定する際の月毎の利用可能日数は、一月あたり30日間とします。

（例）半年3万円・60分コース 退会月は2回利用で、退会月の残利用可能期間15日、未到来の利用可能月が2月で退会した場合

$\{1250 \text{円} \times 2 \text{回（退会月分）} + 1250 \text{円} \times 4 \text{回（利用可能回数）} \times 2 \text{（月分）}\}$   
 $\times (15 \text{日} + 60 \text{日}) / 180 \text{日} = 5208 \text{円}$

#### 第10条(会員資格の取得)

第4条の入会手続きが完了した時点で、会員資格を取得するものとします。

#### 第11条(会員資格の譲渡・貸与等の禁止)

プライベートジムの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、プライベートジムの会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。

## 第12条(その他会員以外の施設利用)

### 1 同行者の利用

会員がプライベートジムを利用する際に、会員以外の利用者（以下「同行者」といいます）を1名同行することができます。

### 2 同行者の利用方法

会員は、同行者を同行する場合は、同行者の氏名・住所・連絡先を予約時にクラブに報告し、クラブが事前に承諾することを要します。

### 3 会員は、同行者も本規約及び第13条記載の各マニュアルを遵守することをクラブに約束し、同行者が本規約及び各マニュアルに違反する等してクラブに損害を与えた場合、同行者と連帯してクラブに損害を賠償します。

## 第13条(マニュアル等の遵守)

会員は、諸施設の利用にあたり、本規約、利用マニュアル、器具マニュアルおよび清掃マニュアルを遵守し、クラブスタッフの指示に従っていただきます。また、諸施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

## 第14条(遵守事項)

### 1 清掃

会員は、プライベートジム清掃マニュアルに沿って、利用後に毎回の清掃を行います。

### 2 ジム室への入室と退去

会員は、プライベートジムの利用時間開始前10分からジム室に入室できるものとし、遅くとも利用終了時刻から10分以内にジム室から退去するものとします。

### 3 ジム室の施錠

会員は、ジム室から退去する際は、ジム室の戸締り・施錠を行います。

### 4 持ち込んだ物品の持ち帰り

会員は、プライベートジムの利用にあたって、ジム室内に持ち込んだ物品をすべて持ち帰ります。会員は、ジム室内に置き忘れた物品については、その所有権をクラブに対して放棄し、クラブが自由処分することに異議を述べません。クラブから当該物品について引取りを求められた場合は、会員の費用負担のもと当該物品を引き取ります。

## 第15条(防犯カメラの設置)

### 1 クラブは、防犯のために防犯カメラをジム室玄関およびトレーニングルームに設置することがあります。クラブが防犯カメラを設置する場合は、プライベートジム内又はクラブホームページ上に防犯カメラを設置することを告知します。

### 2 会員は、着替えを行う場合は、トレーニングルーム外で行います。

## 第16条(禁止行為)

会員は、プライベートジムの利用にあたって次の行為をしてはいけません。

- (1) プライベートジム内での喫煙。
- (2) プライベートジム内での飲酒。
- (3) 近隣の入居者に迷惑となるような騒音をたてること。
- (4) 他の会員やジムスタッフを誹謗、中傷する行為。
- (5) 他の会員やジムスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為。
- (6) 大声、奇声を発する行為、他の会員やジムスタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (7) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員やジムスタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (8) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- (9) 防犯カメラの撮影角度の変更等防犯カメラの動作に影響を与える行為。
- (10) 他の会員やジムスタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (11) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でジムスタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (12) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- (13) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。
- (14) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- (15) 高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
- (16) その他法令および公序良俗に反する一切の行為。

## 第17条(免責)

- 1 会員が被った諸施設の利用中の損害や怪我その他の事故(以下「事故等」といいます)について、プライベートジムに故意または過失がない限り、クラブは当該損害に対する一切の責任を負いません。また、クラブは、会員が諸施設の外で被った事故等について、一切の責任を負いません。  
なお、クラブは、会員がジム室内に持ち込んだ物品の紛失・盗難の被害にあった場合も一切の責任を負いません。
- 2 会員同士ないし会員と会員以外のプライベートジム利用者間に生じた係争やトラブルについて、クラブは一切関与いたしません。
- 3 ジム室内の清掃は、清掃マニュアルに沿って会員が行い、クラブはジム室内の清掃を行いません。前利用者のジム室内の清掃不良でトレーニングを行うことができなかったとクラブが認めたときは、利用料金を返金します。
- 4 非常連絡先は、LEAF(熊本市中央区上鍛冶屋町12-1コアマンション慶徳103

号室、電話番号：096-326-4323又は080-3908-2434)としますが、利用時間中の対応を約束するものではありません。

#### 第18条(会員の損害賠償責任)

会員が諸施設の利用中、クラブまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負い、クラブに対して一切迷惑をかけないものとします。

前条第3項で、クラブが返金を行った場合、清掃マニュアルに違反し、清掃不良状態の原因を作った会員は、クラブの返金額をクラブの求めに応じて賠償します。

#### 第19条(会員資格喪失)

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1)契約期間が終了したとき。
- (2)第21条により除名されたとき。
- (3)死亡したとき。
- (4)クラブが入会手続きをした施設の全部を第22条により閉鎖したとき。
- (5)会員に対し、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他倒産処理手続(将来制定される手続きを含みます)開始の申立てがあったとき。

#### 第20条(予約の変更・キャンセル)

予約は、利用開始時刻の1時間前まで行うことができ、予約の変更は利用開始時刻の24時間前までに行うものとします。利用開始時刻の24時間以内の予約の変更・キャンセルについては、利用料金の100%の変更・キャンセル料が発生します(チケット会員・月極会員は予約していた利用回数分を利用したものとします)。

なお、クラブ側の都合・判断による予約の変更はこの限りではありません。

#### 第21条(除名)

クラブは、会員が次の各号に該当するときは、その会員をプライベートジムから除名することができます。除名された会員は、以後プライベートジムの利用が一切できません。

なお、除名時までいただいた費用については、月会費は除名月の除名日までの日割り計算でお返しします。

- (1)第3条の入会資格を喪失したとき。または入会資格を満たしていなかったことが入会后に判明したとき。
- (2)本規約および利用マニュアル、器具マニュアルおよび清掃マニュアルに違反したとクラブが認めたとき。
- (3)第16条の各禁止行為を行ったとクラブが認めたとき。

- (4)クラブが会員と連絡が取れなくなったとき。
- (5)第12条の同行者の氏名・住所・連絡先について、虚偽の情報をクラブに申告したとき。
- (6)その他クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。

#### 第22条(施設の閉鎖・休養および解散)

クラブは、次の各号に該当するときは、諸施設の全部または一部の閉鎖、休業またはプライベートジムの解散(以下「閉鎖等」といいます)をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。また、クラブは、閉鎖等を理由とする会員に対する特別の補償または賠償を一切行いません。

- (1)気象災害その他外因的事由により、会員に危機が及ぶと判断したとき。
- (2)施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
- (3)定期休業によるとき。
- (4)事業譲渡その他プライベートジムの運営事業の承継、プライベートジムの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。
- (5)クラブが、閉鎖・休業の必要を認めたとき。

#### 第23条(利用の禁止)

会員が次の各号に該当するとクラブが判断したときは、諸施設の利用を禁止します。

- (1)暴力団関係者であるとき。
- (2)伝染病その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患しているとき。
- (3)一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
- (4)妊娠しているとき。
- (5)その他、正常な施設利用ができないとき。

#### 第24条(利用の一部制限)

会員が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を一部制限します。

- (1)飲酒等により、安全に諸施設を利用することができないとクラブが判断したとき。
- (2)医師等から運動等を禁止されているとき。
- (3)妊娠しているとき。
- (4)安全に運動することができないとクラブが判断したとき。
- (5)その他、正常な施設利用ができないとクラブが判断したとき。

#### 第25条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

- 1 クラブは、会員が負担すべき諸費用について、クラブが必要と判断したときは変更することができます。

- 2 クラブは、プライベートジム運営システムを、クラブが必要としたときは変更することができます。
- 3 前2項において、会員が負担すべき諸費用に変更が生じる場合は、クラブは変更の1ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

#### 第26条(本規約等の改訂)

クラブは、本規約および各マニュアルの改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、クラブは、予め改訂の2週間前までに告知することにより、改訂した本規約および各マニュアルの効力は全会員に及ぶものとします。

#### 第27条(告知方法)

- 1 本規約の改訂の会員への告知方法は、クラブホームページにて行います。
- 2 各マニュアルの変更は、ジム室内に掲示して告知します。

#### 第28条(管轄の合意)

本規約および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(別紙)

利用料金表

1 ビジター会員

① 60分 2300円(税込2530円)

② 90分 3000円(税込3300円)

2 チケット会員

③ 60分 5回チケット 9500円(税込10450円)(60分あたり1900円)(税込2090円)

チケット使用期限 購入日から3ヶ月間

④ 60分 10回チケット 1万6500円(税込1万8150円)(60分あたり1650円)(税込1815円)

チケット使用期限 購入日から6ヶ月間

⑤ 60分 20回チケット 3万円(税込3万3000円)(60分あたり1500円)(税込1650円)

チケット使用期限 購入日から1年間

⑥ 90分 5回チケット 1万4000円(税込1万5400円)(90分あたり2800円)(税込3080円)

チケット使用期限 購入日から3ヶ月間

⑦ 90分 10回チケット 2万4000円(税込2万6400円)(90分あたり2400円)(税込2640円)

チケット使用期限 購入日から6ヶ月間

⑧ 90分 20回チケット 4万円(税込4万4000円)(90分あたり2000円)(税込2200円)

チケット使用期限 購入日から1年間

3 月極会員

⑨ 月額5800円・60分コース(税込6380円)

毎月の利用限度 1回60分で毎月4回まで(60分あたり1450円)(税込1595円)

⑩ 半年3万円・60分コース(税込3万3000円)

毎月の利用限度 1回60分で毎月4回まで(60分あたり1250円)(税込1375円)

⑪ 月額1万円・60分コース(税込1万1000円)

毎月の利用限度 1回60分で毎月8回まで(60分あたり1250円)(税込1375円)

⑫ 半年5万2800円・60分コース(税込5万8080円)

毎月の利用限度 1回60分で毎月8回まで(60分あたり1100円)(税込1210円)

⑬ 月額8000円・90分コース(税込8800円)

毎月の利用限度 1回90分で毎月4回まで(90分あたり2000円)(税込2200円)

⑭ 半年4万2000円・90分コース(税込46200円)

毎月の利用限度 1回90分で毎月4回まで(90分あたり1750円)(税込1925円)

⑮ 月額1万4400円・90分コース(税込1万5840円)

毎月の利用限度 1回90分で毎月8回まで(90分あたり1800円)(税込1980円)

⑯ 半年7万4400円・90分コース(税込8万1840円)

毎月の利用限度 1回90分で毎月8回まで(90分あたり1550円)(税込1705円)